

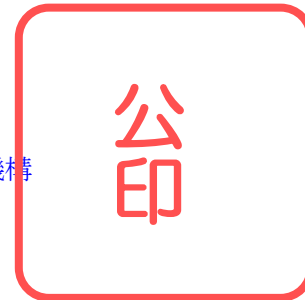
この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【本人保管用】

令和元年12月●日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 様 (ガツウヨウ ミン)			

独立行政法人
日本学生支援機構



(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和2年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

については、あなたが令和2年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、学校の定める期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 選考結果について

要件確認等の内訳		給付奨学金	貸与奨学金		
			併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金
要件確認等の内訳	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家計に関する基準	○	×	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	×	×	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
	必要書類の提出	○	×	×	×
上記を踏まえた選考結果		候補者決定	不採用	不採用	不採用

注1 「要件確認等の内訳」右欄の「○」は、各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類未提出等の理由による判定不可を含む）、「―」は対象外であることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：不可 猶予年限特例：対象外		日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」 の申込：必要
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額以外の月額	月額120,000円 一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式 定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証 人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式 利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（裏面3. 参照）に記載の（ ）内の金額となります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（裏面4. 参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）

ABCDE98765

注 「進学届提出用パスワード」は、進学後、進学届の提出（インターネットで提出）の際に必要なとなりますので、本通知を紛失しないように気を付けてください（紛失した場合は、奨学金の振込開始が大幅に遅れます）。

今後の必要手続等については、裏面の「重要事項」にて確認してください。

重要事項

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）	給付奨学金	貸与奨学金
大学・短期大学	○※1	○
通信教育課程	○※1	×※2
専修学校（専門課程）	○※1	○
通信教育課程	○※1	×※2
高等専門学校（4年次）	○※1	×※2

※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。
 なお、対象校の一覧は文部科学省のホームページで公表されていますので確認してください。

http://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 予約採用の対象とはなっていませんが、進学後に奨学金を申込みことができます（在学採用）。

2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【進学先提出用】）等の必要書類を進学先の学校に提出し、「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については「採用候補者のしおり」にて確認してください。

3. 給付奨学金の支給月額について

給付奨学金の月額は表面2. の「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。

支援区分	大学・短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

注1 進学先が通信教育課程の場合、次の金額（年額）が年1回振り込まれます。

第Ⅰ区分：51,000円、第Ⅱ区分：34,000円、第Ⅲ区分：17,000円

注2 「支援区分」は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

4. 貸与奨学金に係る留意点について

- ・ **日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があるものです。将来、返還することを念頭に置きつつ、貸与を受けること自体の要否を含め、真に必要となる金額について、保護者の方等ともよく相談し、決定するようにしてください。**
- ・ **貸与奨学金を希望する方は、本機構ホームページ上の以下のページを参照してください。**
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henko/taiyo.html>
QRコードから該当ページを参照することもできます。



奨学金の種類・月額の区分	大学				短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年生）				
	国公立		私立		国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第一種奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額以外の月額				50,000円				50,000円
			30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
第二種奨学金									20,000円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円 ～ 500,000円（100,000円単位）【一時金】								

注 給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与される月額が制限されます。

（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

- 1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

※ 「不採用」となった奨学金については、奨学生採用候補者として認められませんでしたので、今回の申込み（申請）においては奨学生としても採用されません。